

平成29年度第2回島根県人権施策推進協議会

【意見要旨等】

○委員

- ・「第2章各論 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」ですが、現行の基本方針（第一次改定）では、人権教育を進める視点として、「①人権のための教育②人権としての教育③人権についての教育④人権を通じての教育」の4点が重要としているが、第二次改定の視点では、「人権のための教育」という視点を除いた「人権としての教育、人権についての教育、人権を通じての教育」の3つの視点から人権教育を進めていくとしている。「人権のための教育」が記述されていないのはなぜですか。

●事務局

- ・島根県教育委員会は、平成27年3月に人権教育指導資料第2集を発行しています。この指導資料では、4つの人権教育の側面の中で「人権としての教育」「人権についての教育」「人権を通じての教育」の3つに視点をあて学校教育に取り組むことで「人権のための教育」を実現するという立場をとっています。「人権のための教育」という考え方を全くなくしたということではありません。

○委員

- ・「第2章各論 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」ですが、医療関係者、福祉関係者など特定職業従事者を養成する高等教育機関での人権教育の充実について記述してはどうでしょうか。
- ・高等教育機関はパワハラ、セクハラが表面化しやすい部署。それらのハラスメントの防止について記述してはどうでしょうか。

●事務局

- ・特定職業従事者の養成段階においても人権教育を充実することは必要と考えています。また、高等教育機関等に関わるハラスメント報道が増えている現実を踏まえ、教職員等に対する人権研修の強化も必要と考えており、方針の中にどのように記述するかを検討します。

○委員

- ・平成28年度人権問題県民意識調査の結果を見ると、過去3年間で人権に関する研修等を受けたことのない人の割合が約三分の二となっています。県民の研修参加等を促進するための取り組みが必要と考えます。

●事務局

- ・県や市町村が実施する研修等については、県民や企業に対して効果的な周知・広報を行うとともに、研修の内容、日時、場所などを工夫し参加頻度を向上させることが必要だと認識しています。また、仕事等の関係で行政が主催する研修等に参加できない方のために、企業や自治会等の自主組織において自ら研修を積極的に実施していただきたいと考えています。県としましても、研修をされる企業や自治会に県の啓発指導講師を派遣するなどの支援にこれまで以上に積極的に取り組んでまいります。

○委員

- ・「第2章各論 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」ですが、社会教育における人権教育の推進の場として、「公民館や図書館、博物館などを拠点として」と記述されていますが、公民館は日常的に地域住民が利用する社会教育の場で、人権に関わる研修、講座に積極的に取り組んでいます。これらのことから「公民館」と「図書館等」を人権教育推進の場として別々に記述してはいかがですか。

●事務局

- ・公民館は地域づくりの中心となって、各種の事業を実施している総合的な社会教育施設ですので、他の社会教育施設（図書館、博物館など）とは位置づけが異なります。人権に関する学習機会を提供する上で公民館に特筆すべきものがないか、関係課の意見も踏まえ検討します。

○委員

- ・「第2章各論 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」の家庭における人権教育の推進という部分ですが、現在、県の施策として「しまねのふるまい推進プロジェクト」が行われています。

そのプロジェクトの根底はやはり人権教育だと考えています。保護者や子どもへの人権教育を具体的に進める取り組みとして「しまねのふるまい推進プロジェクト」の取り組みを記述してはどうでしょうか。

●事務局

- ・「しまねのふるまい推進プロジェクト」は人権教育に関わる取り組みであるという捉え方ができるのではないかと思います。親子ともに人権感覚を身につけるといことから考えましても重要な取り組みであると考えています。記述の有無、方法は関係課の意見も踏まえ検討します。

○委員

- ・「第2章各論 I あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進」ですが、子ども達の集団活動の場として、放課後児童クラブやスポーツ少年団などがあります。そこでの過ごし方が学校での友達に対する発言、態度などに関係してくると思われまます。放課後児童クラブ、スポーツ少年団の指導者など日常的に子どもに接している様々な立場の方の人権に係る見識が、子どもたちに影響を与える可能性があると思います。これらの方々の人権研修の場が必要だと思います。

●事務局

- ・子どもに日常的に接する立場にあるの方々については、人権の尊重についての正しい理解と認識をしっかりとっていただく必要があります。放課後児童クラブの支援員につきましては、支援員を対象とした研修の中で子どもの人権等について職務を遂行する上での必要な知識や心得などを習得することとされています。また、スポーツ少年団の指導員につきましては、指導員養成講習会の中で他者の人格を尊重し、ハラスメントや差別など反倫理的言動をしてはならないことなどについて学んでおられると聞いています。

○委員

- ・放課後児童クラブの支援員やスポーツ少年団の指導員の方は毎年どの程度の方が研修、講習会等に参加しているのでしょうか。

●事務局

- ・参加状況については把握しておりません。後日、回答させていただきます。

○委員

- ・「第2章各論 II」に記述されている人権課題の“1 女性～9 刑を終えて出所した人等”までは人という視点でくくった項目です。「10 インターネットによる人権侵害」は行為でくくった項目だと思うので、「11 性的少数者」と「10 インターネットによる人権侵害」の順番を入れ替えた方がよいと思います。

●事務局

- ・項目の順番を入れ替えます。

○委員

- ・「女性」の人権ですが最近、母子家庭の貧困問題が大きな社会問題となっています。母子家庭に対する支援などについても言及してはどうでしょうか。

●事務局

- ・母子家庭への支援など、様々な困難な立場にある女性への支援は重要な課題だと考えております。これらの課題については、各関係課においてそれぞれ推進計画を策定し様々な支援を行っています。記述の有無、方法につきましては関係課と協議し検討します。

○委員

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進は仕事を持っている女性への支援ということで重要だと考えますが、ともすると日本経済の発展とか、グローバル社会に生き残っていくための手段として前面に出てくる場合があります。あくまでも人権という観点からワーク・ライフ・バランスを考えていただきたいと思います。

●事務局

- ・ワーク・ライフ・バランスは人権尊重という観点から記述してまいります。

○委員

- ・DV、児童虐待などの被害者は声があげにくい現実があります。そのような状況をいち早くキャッチできるのは近所の人とか地域の人だと思います。その人たちが相談機関などに迅速につないでいくことが必要だと思います。そのためには、民生委員や地域住民の方々の人権意識を向上させていく必要があります、その取り組みについて記述してはどうでしょうか。

●事務局

- ・DV、児童虐待などを防止するためには、民生委員に限らず、地域の住民が素早く情報をキャッチし相談機関等に通報することが必要だと考えています。ご指摘の点については検討します。

○委員

- ・「子ども」の人権について、スクールカウンセラーはきちんと記述があるのに、SSW（スクールソーシャルワーカー）については記述がありません。SSWの活用方法について十分に学校に周知されていないように思います。どこかの項目にSSWの役割を位置付けてはどうでしょうか。

●事務局

- ・不登校やいじめ、暴力行為、子どもの貧困、虐待の背景には児童生徒の心理的な課題とともに、家庭や友人関係、学校、地域などの児童生徒が置かれている環境に課題があります。SSWの職務は課題を抱える児童生徒が置かれた環境への働きかけ、関係機関とのネットワークの構築、連携・調整、及び学校内におけるチーム体制の構築、支援、保護者、教員等に対する支援など環境に働きかけていくということで、福祉の専門家として非常に大きな役割が期待されています。子どもの貧困対策や相談体制の充実あたりに位置付けたいと考えています。

○委員

- ・SSWの活動は市町村で違うのでしょうか。

●事務局

- ・島根県の場合は各市町村に委託してSSWの活用事業を実施していただいています。基本的には同じような活動をお願いしていますが市町村によって少し活動が異なることはあるかと思っています。

○委員

- ・いじめの問題の取り組みで「いじめ相談テレホン」がうまく機能しているのか。また、どのようにしていじめの実態を把握し、解決につなげているのでしょうか。

●事務局

- ・いじめ相談テレホンは平成28年度の相談件数が248件で、このうちいじめの相談は27件です。相談者の思いを傾聴し寄り添うということを原則としています。場合によっては、名前や所属を聞いて学校や該当する市町村、教育委員会に直接つなぐケースもあります。電話相談だけで解決する仕組みにはなっておりませんので、必要に応じて学校、市町村、教育委員会等と連携をとって対応していきたいと考えております。

○委員

- ・島根県はいじめの実態について伺いたい。いじめはどこをいじめと感じるかによって、認知件数はずいぶん違ってくると思います。

●事務局

- ・いじめには定義がありこれに当てはまるかどうかということで、いじめの認知件数を把握しています。平成28年度はいじめの認知件数は、小学校1,027件、中学校422件、高等学校113件、特別支援学校56件、国公私立の合計1,643件です。1,000人あたりの認知件数は、島根県21.8件、全国23.9件であり、島根県の認知件数は、全国平均より低い状況にあります。この認知したいじめが平成28年度末時点でどのような状況になっているかというと、いじめが解消している92.0%、解消に向けて取組中7.5%です。いじめの様態は、冷やかし、からかい、悪口などが最も多く、軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩かれたり蹴られたりするなどが続いています。認知件数は全国と同様に増加傾向ですが、この理由は、積極的な認知の結果だと受け止めています。積極的な認知をしなければきちんと対応ができませんので、早期に組織で対応するためにも、積極的な認知を今後も進める必要があると考えています。

○委員

- ・「高齢者」の人権について、新たな共助の仕組みづくり（社会参加の促進）が高齢者のボランティアの方々の支えにより全県下で進んでいるわけですが、市町村等へのアンケート調査を実施しその進捗状況を把握してはどうでしょうか。

●事務局

- ・全国に先駆けて高齢化が進んでいる島根県においては、高齢者一人一人が年齢にとらわれることなく生涯現役で生活し、積極的に社会参加できるよう生涯現役社会づくりの取組を進めています。高齢者による支え合い活動のすべての取組を調査しているものではありませんが、老人クラブが実

施する日常生活の困りごと支援などの支え合い活動、ボランティア活動の実施状況は、県老人クラブ連合会が毎年取りまとめています。また、島根県社会福祉協議会が市町村社協現況調査を毎年取りまとめており、その中で、高齢者ふれあいいきいきサロンの実施状況を把握しています。

○委員

・「高齢者」の人権ですが「高齢者を狙う悪質商法」とともに、振り込め詐欺などの「特殊詐欺」についても被害防止に取り組む必要があると考えますので、「特殊詐欺」を追記してはどうでしょうか。

●事務局

・追記します。

○委員

・「障がいのある人」の人権ですが、障害者差別解消法のわかりやすい紹介や具体的なサポートあるいは事例集などを作成し、学校や公民館等を通じて県民に広く知らせてはどうでしょうか。

●事務局

・障害者差別解消法が施行されてそろそろ2年ということで、これまでも広報、周知活動を行っていますがまだまだ十分ではないと感じています。法律の柱であります差別的な取り扱い、あるいは合理的な配慮の提供がどのようなものかということを知りやすく広報するということを進めていく必要があると考えています。また、あわせて県が実施する「あいサポート運動」の活動を通じて、県民一人ひとりの障がいに対する正しい理解が深まるよう、啓発を進めてまいります。

○委員

・障がい者アート展は毎年開催されており作品集も作成しています。この作品集を学校等で障がいのある方への理解を進めるための教材として活用してはどうでしょうか。

●事務局

・障がい者アートについては、近年、アートという枠を超えた魅力、価値や可能性が認められ非常に評価されています。障がい者アートを広く県民に紹介し、多くの方にその価値を認めてもらうことが、障がいのある方の意欲を引き出す方法として有効だと考えています。どのようにしたら障がい者アートの魅力をうまく伝え、アート展をより多くの方々に見ていただけるか考えてまいります。

○委員

・「性的少数者」の人権について、学校でも理解が進むよう様々な取組を行っています。この取組を地域にも広げ、地域が学校の取組を支援する環境をつくる必要があるでしょうか。そのためには、啓発資料の配布等により啓発することも大切と考えますが、例えば、民生委員や主任児童委員など、ターゲットを絞って段階的に研修を行い性的少数者に対する地域の理解を進めてはいかがでしょうか。

●事務局

・性的少数者の人権については、理解が必ずしも容易ではありませんので、啓発資料の配布等にとどまることなく、研修を積極的に行っていくことが必要であると考えております。県では、平成19年度から行政職員などを対象とした研修を毎年行ってまいりました。来年度は、行政職員等を対象として、性的少数者の人権全般の講義を行う研修を、県内8地域で実施する予定です。今後、さらに対象をしばって段階的に性的少数者の人権の研修を進めていくかは事業全体の中で検討したいと思っております。

○委員

・「性的少数者」の人権について、学校における取組に具体的な方向性が見えない。具体的な施策を記述してはどうでしょうか。

●事務局

・性的少数者の児童生徒に対する周囲の理解を進めたり、児童生徒が自分の望む環境で学校生活をおくることは重要であると考えています。ご指摘のあった事項につきましては、第二次改定を踏まえ、今後、関係課と検討してまいります。

○委員

・「災害時の配慮」について、要配慮者支援体制づくりが全県下でどのように進められているのか、その実態を把握してはどうでしょうか。また、県内の具体的な体制づくりや活動事例を紹介してはいかがでしょうか。

●事務局

・要配慮者への対応については、福祉部局が中心となって担っている市町村もあることから、防災部

局に加え福祉部局にも、要配慮者に関する研修会の案内や、担当者会議等の場を活用して、情報共有や支援を行っています。今年度については、避難所等での良好な環境を維持するため、既に福祉避難所マニュアルを策定している市からの策定手順などの具体的な説明や、他県の先進的な取組の事例研究などを行っています。また、各市町村の状況把握については、各市町村の課題や取組内容などについて、直接防災部の職員が市町村に出向き聞き取りを行っています。具体の事例としては、障がい者自立支援協議会において、個別計画の作成に取り組まれている市町村や、個別計画の作成時にケアマネージャー等からアドバイスを求め、要配慮者の実情に応じた計画の策定に取り組まれている市町村もあります。今後も、研修会の開催や市町村と意見交換を行い、災害時における要配慮者への対応に関係機関が連携して取り組んでまいります。

○委員

- ・「性的少数者」の人権ですが、アンケートとか書類などに性別欄がある場合、当事者の方が非常にいやなお気持ちをされることがあります。最近ではアンケート等で性別欄を廃止しているものもあります。性別欄の廃止、見直しについて記述してはどうでしょうか。

●事務局

- ・関係課の意見も踏まえ検討してまいります。

○委員

- ・「女性」の人権ですが、DV等女性に対する暴力防止の取組として民間団体との連携も考えてはいかがでしょうか。

●事務局

- ・民間団体との連携も場合によっては必要かと考えておりますので、関係課の意見も踏まえ検討してまいります。

○委員

- ・「患者及び感染者等」の人権ですが、感染症を中心に記述されていますが、これから多死社会を迎え、みんなが穏やかにエンドオブライフを過ごしたいと思っているところですが、必ずしもそのようになっていません。本人の意思が尊重されずに、周りの人の意見で終末期の過ごし方が決まっている現状が多々あるかと思えます。医療の中では終末期のガイドラインのようなものができており、その中では本人の意思が第一であるとされています。県民のエンドオブライフに対する意識を向上させるために、エンドオブライフ終末期の過ごし方について記述することはできませんか。

●事務局

- ・エンドオブライフについては、医療関係者の方々の間ではある程度共有できているところがあるかもしれませんが、患者さんにはまだまだというところもございますので、今後、様々な意見を聞きながら検討してまいりたいと思えます。

○委員

- ・「外国人」の人権ですが、外国人労働者や技能実習生の人数や出身国などを把握されていますか。

●事務局

- ・県内の外国人労働者、技能実習生の人数、出身国は、毎年、島根労働局が発表しています。ただし、市町村ごとの状況は発表されていません。

○委員

- ・技能実習生が様々な問題を抱えている場合に、相談できる方法があることが十分に技能実習生に理解されているのでしょうか。
- ・技能実習生の受入企業では、外国人の人権課題等についてしっかり研修する体制が整っているのでしょうか。

●事務局

- ・昨年、技能実習法が施行となりました。これは技能実習生の権利、人権等を守っていくことを主眼としております。外国人技能実習機構が新たに設立され、技能実習生の制度を運営していくことになっています。技能実習生を送り出した国から技能実習生を受け入れる監理団体が受入企業に派遣して実習に従事していただくこととなります。技能実習生の人権に関わる課題等については、監理団体が受入企業に随時指導等を行っていますし、実習生が直接相談できる体制も整備されています。

○委員

- ・「災害時の配慮」ですが、基本的方向性において「広報、啓発の推進」という項目がありますが、災害時には住民がお互いに支え合うという視点が重要だと思います。私たち住民が災害時に何を知っ

ていて、何を行ったらいいかということ啓発していただきたいと思います。